

# 令和7年度住民税（市・都民税）の申告・相談 令和6年分所得税の確定申告の仮受付・相談

期 間 2月17日(月)～3月17日(月)（土・日曜日、祝日を除く）  
時 間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分  
会 場 市役所東庁舎4階大会議室 問合せ 課税課市民税係☎165

## 住民税（市・都民税）申告は郵送で

- ▼住民税（市・都民税）の申告が必要な方
- 給与所得のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
  - 事業・不動産・配当・個人年金・そのほかの所得のあった方で、所得税の確定申告が不要な方
  - 非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険・生活保護受給など）のみの方
  - 収入がなかった方（市内の同一世帯の方から扶養されている方を除く）

LINEでも簡単に確認できます。詳しくは4ページをご覧ください。



### 提出方法

申告書に署名し、電話番号、社会保険料控除（書類の添付がない場合）、配偶者・扶養親族に関する控除、本人該当など必要事項を記入の上、必要書類を同封して郵送または、直接、申告会場へ

宛先 〒205-1860-1（所在地記載不要）羽村市課税課市民税係

※所得や控除の書類を同封している場合は、

## 住民税（市・都民税）申告・相談、確定申告の際に必要な書類など

- ① 申告書（持っている方）
- ※市・都民税申告書は2月3日(月)発送予定です。
- ※確定申告の用紙は、1月20日(月)から市役所でも配布します。
- ② 源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
- ③ マイナンバーカードなどの番号確認書類と運転免許証などの本人確認書類（確定申告は写しをお持ちください）
- ④ 所得税の還付の場合は、通帳など金融機関の口座番号がわかるもの
- ⑤ 令和5年分の確定申告書の控え（持っている方）

### ◆各控除を受ける場合

- ⑥ 国民年金保険料などの控除証明書
- ⑦ 社会保険料などの領収書
- ⑧ 生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑨ 医療費控除の明細書（事前に作成してください）、そのほか控除を受けるために必要な書類
- ⑩ 寄附先からの領収書など
- ⑪ 身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）など



▲医療費控除について

### 市職員による確定申告の仮受付・相談に関するお願い

高齢の方や体の不自由な方など、e-Tax（電子申告）や青梅税務署の利用が難しい方のみ、臨時で市役所での仮受付・相談を行います。

※詳しくは2ページを確認してください。

**確定申告は利用率58%以上のe-Taxや郵送、管轄である青梅税務署へ**

### ◆申告・相談の受付内容・期間（いずれも土・日曜日、祝日を除く）

申告の内容	市役所 [4階大会議室]		青梅税務署	
	税理士による 無料申告相談	市職員による 仮受付・相談		
住民税（市・都民税）申告	×	○	×	
確定申告	年金・給与所得 雑・一時・配当所得	○	「高齢の方」などが対象	○
	営業・農業などの事業所得や 不動産所得（白色・青色） 住宅借入金等特別控除	○	×	○
	譲渡所得 繰越損失に関する申告	市役所では受け付けできません。 青梅税務署で相談してください。		○
	過去の年分の申告	令和5年分のみ	×	○
	自分で作成済みの確定申告 書の提出	市役所1階市民ホールの提出用ポストへ※		○
		※詳しくは3ページの「(3)提出用ポスト」を確認してください。		

※詳しくは3ページの「(3)提出用ポスト」を確認してください。

### 【注意】

- ★確定申告の市職員による仮受付（2月17日(月)～3月17日(月)）は高齢の方など向けの臨時窓口です。可能な方はe-Taxや青梅税務署を利用してください（確定申告の管轄は税務署です。なお、住民税申告は市役所へお越しください）。
- ★防犯上、早朝待機はできません。以下のとおり、早く来庁しても優先的な案内にはなりません。  
税理士による無料申告相談…完全予約制  
市職員による仮受付・相談…午前8時30分に4階大会議室前にいる方で受付順を抽選します。  
※午前8時前は庁舎に入れません。
- ★当日の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。

### ◆申告は3月17日(月)までに！

期限までに申告がないと、令和7年度の課税・非課税証明書が発行できなかつたり、住民税への申告内容の反映が遅れたりする場合があります。注意してください。

- ⑫ 配偶者の所得が明らかになる資料
- ⑬ 国外に居住する親族を扶養している扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除の適用を受ける方は、親族関係書類（戸籍謄本、戸籍の附票、出生証明書、婚姻証明書など）と送金関係書類（送金依頼書など）
- ※年齢が30歳以上70歳未満の方は原則控除対象外ですが、(1)留学により国内に住所を有しなくなった方 (2)障害のある方 (3)生活費などに充てるための支払いを38万円以上受けている方は対象となります。留学や障害の事実がわかる書類もお持ちください。
- ※外国語で作成されている場合は、日本語に翻訳されたものも必要です。

市職員による仮受付・相談の受付順は、今回から午前8時30分に抽選で決定します。抽選後は順次受け付けます。庁舎には午前8時前に入ることできません。

特に記載がない場合、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。